

議案第 18 号

北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例の一部
改正について

北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 21 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例の一部
を改正する条例

北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号ウ中「第６条第１項第１号イ及びロ」を「第６条第１項第１号ハ及びホ」に改め、同条第７号ウ中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同号ウただし書中「第１５条の２の５第１項ただし書き」を「第１５条の２の６第１項ただし書」に改め、同号エ中「ウ」を「ウまで」に改め、同条第８号イ中「第４項」を「第６項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。